

令和8年2月1日

本学に出願・入学予定の皆さまへ

「こども性暴力防止法」の施行に伴う実習に関する対応について

桐朋学園芸術短期大学学長

こどもへの性暴力等は、こどもの権利を著しく侵害し、生涯にわたり心身の発達に深刻な影響を与え得るものであり、絶対に防がなければなりません。このような理念と社会の責任を具現化すべく、令和6年6月に「こども性暴力防止法」（正式名称「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等の措置に関する法律」）が成立し、令和8年12月25日の施行が予定されています。

施行日以降、特定性犯罪前科の有無を確認する制度が導入され、それに伴い、教育実習等に参加する学生にも影響が生じる可能性があります。本学での対応を下記に記しますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

記

1. 対象学生

教職課程を履修する者

2. 本学の対応

- (1) 法の施行日以降、教職課程における実習に参加する学生に対し、法に基づく犯罪事実確認が行われる可能性があります。手続を通じて特定性犯罪前科が確認された学生については、児童対象性暴力等のおそれがあるとの判断のもと、実習に参加することができなくなります。
- (2) 実習を行うことができない場合、原則として教育免許状の取得要件を満たすことができなくなります。
- (3) 教職課程履修者には、同意書（犯罪事実確認に関する同意）及び誓約書（特定性犯罪前科がないことの制約）の提出をお願いする予定です。

本学にて教職課程の履修を希望される方は、上記内容を十分にご理解のうえ、ご出願・ご入学をご検討ください。